

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画 実施状況及び評価について

平成28年度から令和4年度までを計画期間とした現行計画は、「DVの根絶」を基本理念として、5つの基本方針、12つの施策の方向を設定し、34の施策と53の取り組みにより、DVの根絶に向け計画的に取り組んでまいりました。

計画期間の途中ではありますが、取組内容に対して、取り組んだ内容及び実績等の実施状況を確認し、自己評価した上で、現行の取組内容の次期計画への位置づけを検討しました。

◇現行計画評価(取組内容についての評価)総括

施策数	34	自己評価区分	取組内容数	割合
取組内容数	53	概ね達成…○	51	96.2%
		未達成…△	2	3.8%
		未実施…×	0	0.0%

◇取組内容の次期計画への位置づけ

次期計画においては、	位置づけ区分	取組内容数	割合
1. 施策として概ね同様な内容にて実施する必要性あり	継続実施	51	96.2%
2. 内容を見直して施策を実施する必要性あり	検討実施	2	3.8%
3. 必要性、効果等が乏しいため次期計画では未実施	廃止	0	0.0%

基本目標	施策の方向	計画内容		実施状況	自己評価		次期計画への位置づけ	
		施策名	取組内容			未達成の理由		
基本目標Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1. 暴力防止のための教育の推進	(1) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	各園等において、保育者が子ども達に自己肯定感が育めるよう対応している。また、H29～30幼稚園協会と連携し研修実施を実施、R1年度以降は職員向け研修やDVスーパービジョンの周知を行い、参加を促した。また、各学校の人権担当者や管理職向け研修で生命・人権・人格を重んじた人権教育を実施した。	○		継続実施	
		(2) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	高校生、大学生、専門学校生を対象としたデートDV出前講座を実施した。また、中学生向けデートDV予防プログラムを各中学校で活用されるよう研修会等で周知し、自校で実施できるよう支援した。さらに、デートDV予防啓発リーフレットを作成し、中学2年生に全数配布した。(H29.30は作成部数の関係上、各区健康課で実施した思春期教室のみで配布。)	△	デートDV出前講座や予防プログラムについて毎年実施しているが目標実施数に届かなかった。新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、研修会等でプログラムの活用を促しても積極的な実施につながらず、周知方法に課題が残った。	検討実施	
	2. 暴力防止のための広報・啓発の推進	(3) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DV相談カードやリーフレットを作成し市内公共施設・保育所・医療機関等に配布(R3現在915か所)。また、ホームページでリーフレットを掲載したり、男女共同参画センターでデートDV予防講座やDV被害者支援講座を実施し、広報啓発を行った。	○		継続実施	
		(4) 暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施する。	男女共同参画センターのイベントやふるさと祭り等でキルトにオレンジリボン・パープルリボンをつけてもらう体験や関連資料の展示を通じて、DV防止及び虐待防止の普及啓発を行った。また、千葉県や千葉県警と共催で街頭キャンペーンを行い、同様に普及啓発を行った。	○		継続実施	
		(5) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	各区保健福祉センターで職員向けの研修を実施した。H28～R2 6区で実施。R3 3区および夜間講座1回実施。	○		継続実施	
		■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	母子保健担当者や地域保健推進員への研修を実施するとともに、千葉県主催の研修への受講奨励を行った。また、個別ケースについてDVスーパービジョンで事例検討を行った。	○		継続実施		
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	3. 相談窓口の周知の強化	(6) 相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	DV相談カードやリーフレットを作成し市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。また、妊娠届出時に全数配布する「子育てナビ」にDVに関する相談先を掲載した。市ホームページでDVに関する情報を掲載し、自殺対策ホームページにもDV相談窓口について掲載した。	○		継続実施	
			■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮する。	外国籍の方に対しては、6か国語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語)リーフレットの情報をホームページにも掲載し、随時更新を行った。高齢者、障害者に対しては関係部署と連携し支援を行うとともに、相談窓口についてパンフレット等で周知を図った。男性相談者に対しては、男性のための電話相談で臨床心理士が対応した。	○		継続実施	
	4. 相談体制の充実	【再掲】(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。					
			【再掲】■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。					
		(7) 専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	配偶者暴力相談支援センターや各区こども家庭課婦人相談員、男女共同参画センターにおいて、専門相談員が本人の意向を尊重しながら、自己決定ができるよう支援を行った。	○		継続実施	
		(8) 専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センターで弁護士による法律相談や、精神科医・心理士による相談を実施した。	○		継続実施	
		(9) 専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	婦人相談員や各区こども家庭課職員に外部研修への参加を促すとともに、DVスーパービジョン(年5回)や弁護士との事例検討会(年6回)を実施し、専門知識や援助技術のスキルアップを図った。	○		継続実施	
		(10) 被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるよう関係機関等と連携を図る。	国際交流プラザでDVに関する内容も含め、相談対応を行った。国際交流プラザの職員もDVスーパービジョン等に参加し、DVの知識を学んだ。DV相談で通訳の必要があれば、関係機関と連携し、通訳ボランティアの手配を行った。	○		継続実施	
			■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。	高齢者、障害者に対しては関係部署と連携しDVの観点と高齢者虐待、障害者虐待の観点を持ち支援を行った。	○		継続実施	
			■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	DVに関する内容が含まれる相談件数 高齢者相談H30～R3 212件、障害者相談H28～R3 20件	○		継続実施	

基本目標	施策の方向	計画内容		実施状況	自己評価		次期計画への位置づけ	
		施策名	取組内容			未達成の理由		
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	5. 一時保護体制の整備	(11)関係機関との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備する。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。	○		継続実施	
		(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行う。	シェルターを運営する民間団体に補助金を交付し一時保護体制を整備した。また、民間団体と連携して利用者への支援を実施した。	○		継続実施	
		(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図る。	被害者の安全を確保するため、一時保護後の退所先として、県外施設への避難を検討できるよう、県外施設との連携を図った。	○		継続実施	
	6. 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。	被害者に危害が加わる恐れがある場合に警察への相談を勧奨するとともに、保護命令申し立て時に「安全対策票」を配偶者暴力相談支援センターから警察署に送付することにより情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	○		継続実施	
			■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	保護命令制度について情報提供するとともに、必要時法律相談につなげた。また住民票閲覧制限制限の情報提供と手続きの支援を行う。	○		継続実施	
		(15)情報管理と安全確保の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	区役所や保育所などを対象とした研修で加害者対応について学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう注意を呼び掛けるとともに、全庁的に情報セキュリティに関する研修を実施したり、各所属でDVに関する情報の取り扱いについて適宜確認を行い、細心の注意を払った。	○		継続実施	
			■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	住民票支援措置の担当課ではDV担当職員を配置し、安全性や二次加害に留意して申請受付を行った。また、住民票の写しや税証明等の交付制限について、システム上で確認できる体制を整備した。	○		継続実施	
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は秘匿とし、被害者と支援者の安全管理を徹底した。	○		継続実施	
		(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	加害者対応マニュアルを作成し、危機管理体制の整備を行い被害者の安全確保に努めた。また、区役所職員などを対象とした研修内で加害者対応についての講義やグループワークを行った。(H28～R2:6区で実施。R3:3区で実施)。	○		継続実施	
	基本目標Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援	7. 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	区役所職員などを対象とし、二次的被害を防ぐための内容を踏まえた内容の研修を実施した。(H28～R2:6区で実施。R3:3区および夜間講座で実施。)	○		継続実施
(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備			■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用する。	区役所職員向けDV研修で、ロールプレイを通して相談共通シートの周知を図ったが、共通シートを使わずに直接DV相談窓口につなぐことが多かった。(H28～R2:6区。R3:3区で研修実施。)	△	必要な窓口への同行等は実施してきたが、相談共通シートの利用が想定よりも進まなかった。	検討実施	
			■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	県内の関係機関が集まる連絡会等で情報交換を行った。	○		継続実施	
			■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。	各区こども家庭課で必要に応じて情報提供を行ったほか、転校の際には、教育委員会で関係機関に状況を確認し、各学校に対し必要な情報提供や児童生徒及び保護者への対応について助言した。	○		継続実施	
■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう、千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。			適宜千葉県DV関係機関対応マニュアルの内容の確認や改訂を実施した。	○		継続実施		
8. 被害者の自立と生活再建の支援の充実		【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。					
		【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。					
		(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	配偶者暴力相談支援センターにて、利用できる各種手続きについて情報提供するとともに、被害者の負担を最小限にとどめることや安全性に留意し、各種手続きに必要な証明書の交付を行った。 H28～R3 のべ証明件数 証明書発行:1499件、住民基本台帳支援措置証明:1560件	○		継続実施	
		(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	婦人相談員は適宜同行支援を実施したほか、民間団体との委託契約し、民間団体による同行支援も実施した。 民間団体による同行支援 H28～R3のべ 7件	○		継続実施	
		(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。また、被害者の負担を最小限にとどめることや安全性に留意し、各種手続きに必要な証明書の交付を行った。	○		継続実施	
(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区こども家庭課で就業相談員が相談に応じ、個々の状況に応じて各種就労制度の案内をし、必要に応じハローワークとも連携して就業情報を提供した。	○		継続実施			
(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	DV被害者に対し市営住宅入居の優遇措置を実施したほか、民間賃貸住宅入居支援制度により、民間賃貸住宅へ入居しやすいよう支援した。 市営住宅優遇措置実施数 H28～R3 のべ93件	○		継続実施			
(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	各区保健福祉センターで乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できる関係機関との連携を図った。また、保育、国民健康保険、年金等居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行った。	○		継続実施			
(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。 注エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。	男女共同参画センターで女性のためのエンパワメント講座及び女性のための就職支援講座を実施した。 H28～R3のべ 実施講座 7回、受講者数 161名	○		継続実施			
(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。	被害者の希望に寄り添いながら、必要時母子生活支援施設の入所を提案し措置した。また、児童を伴わない被害者については、必要時婦人保護施設の入所を提案し、県と連携し婦人保護施設への入所を支援した。 母子生活支援施設措置世帯数 H29～R3 のべ 1669世帯	○		継続実施			
	■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	被害者の安全に配慮し、他自治体の母子生活支援施設への受入れの調整や移送等の支援を行った。	○		継続実施			
(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	被害者の希望に寄り添いながら、適宜へステップハウスについての情報提供を行い、民間団体と連携して新たな生活基盤を築くための準備を支援した。	○		継続実施			

基本目標	施策の方向	計画内容		実施状況	自己評価		次期計画への位置づけ	
		施策名	取組内容			未達成の理由		
9. 被害者等へのケアの充実		【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。					
		(28)被害者の心身の回復支援の充実	■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供する。 ■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。 ■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。 ■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談で精神面に重点を置いた支援を実施した。 DVIに関連する相談 H28~R3のべ こころの健康センター:97件、各区精神保健福祉相談:87件 男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。 DVIに関連する 相談H28~R3 のべ 21件 男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。 H28~R1:年間24回、R2:10回、R3:12回 参加者数 のべ 112名 DV被害者とその子ども達の心理教育プログラム(びーらぶプログラム)を毎年度実施した。 H28~R1 小学校低学年対象12回1コース R2 小学校低学年、高学年対象各6回1コース R3 小学校低学年対象6回1コース のべ参加親子 40組	○		継続実施	
		(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施する。 【再掲】■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	心理判定員の面接等により被害児の心理的ケアを実施するとともに、家庭内DVIに係る相談については、各区の婦人相談員等と連携して対応した。	○		継続実施	
基本目標Ⅴ 施策推進体制の整備	10. 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。 代表者会議 毎年度1回 実務者会議 毎年度18回(R1のみ16回) 個別ケース検討会議 H28~R3のべ 1553件	○		継続実施	
		(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。 ■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。 ■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。	千葉県弁護士会から法律アドバイザーを選任してもらい、定期的に事例検討会を実施し連携を図った。 また、人身安全関連事案連絡会に参加し、県警との連携を図った。 千葉県地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議や県主催会議及び研修等で、被害者支援について意見交換を行い、連携を図った。 DV啓発リーフレットやDV相談カードを市立病院および市内の精神科病院、産婦人科、小児科等に送付(R3時点、市内医療機関183か所)し、配架の依頼をするとともに、相談窓口の周知を図った。	○		継続実施	
		(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。	DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。 また、民間団体に対して千葉市民間シェルター運営支援事業により補助金を交付し、連携して被害者支援を実施した。	○		継続実施	
		11. 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	男女共同参画センターで「DV被害者支援養成講座」を実施し、被害者を支援する人材を育成した。 H28~R3 のべ 講座実施回数:12講座、受講者数:352名	○		継続実施
			【再掲】(9)専門相談員の資質向上	【再掲】■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。				
12. 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とする。	内閣府や県主催の研修に参加した際に、加害者更生プログラムの調査研究や他の自治体の取組事例について情報収集を行った。	○		継続実施		
		■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	内閣府や県主催の研修に参加した際に、加害者更生プログラムの調査研究や他の自治体の取組事例について情報収集を行った。	○		継続実施		
		■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。	DVスーパービジョンや婦人相談員の情報共有の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。	○		継続実施		